平成２３年（フ）第６４号
栃木県佐野市堀米町3908番地１　光英ハイツ103
債務者　萱野　征人
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４９５５号
大阪市大正区千島２丁目４番２―611号
債務者　平田　和平
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９号
東京都町田市能ヶ谷３丁目３番18号
債務者　桐ケ谷嘉久
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４３号
東京都昭島市美堀町２丁目１番５―202号
債務者　阿部　　基
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４６号
横浜市都筑区勝田町1320番地１　ヴィラ勝田橋203
債務者　野中喜久夫
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６５６号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番26―203号、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目13番16号　フローエン102号
債務者　伊藤　直美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１５号
横浜市鶴見区平安町１丁目56番地４　スリーオーク102号室
債務者　遠藤　　勉
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３０号
横浜市旭区今宿東町1493番地　リバービュー88―Ａ―３
債務者　名執　幸司
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３１号
横浜市旭区今宿東町1493番地　リバービュー88―Ａ―３、住民票上の住所横浜市西区浜松町13番13―503号
債務者　名執　亜紀
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５４号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　市営勝田住宅第27―304号
債務者　篠崎あき子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１５号
横浜市神奈川区羽沢町1387番地１　ドミール羽沢Ａ棟103号
債務者　小方　芳久
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１６号
横浜市神奈川区羽沢町1387番地１　ドミール羽沢Ａ棟103号
債務者　小方れい子
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８３７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目13番11号　コスモＡｏｉ鵠沼海岸１―Ｂ
債務者　塚本　文子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４２号
神奈川県大和市福田2595番地　グランドハイツＡ―102
債務者　岡部　好成
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６８号
横浜市港南区大久保３丁目34番７号
債務者　笠原　謙一
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部